

入札公告

公共 防災・安全交付金(道路改良)須代橋上部工他(翌債・債務)工事に関する一般競争入札公告

公共 防災・安全交付金(道路改良)須代橋上部工他(翌債・債務)工事について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項」は岐阜県ホームページに掲示しています。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。

そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。

ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和5年1月17日

岐阜県古川土木事務所長 川瀬 重徳

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 工建1公第31-A01-049-K1号
 工事名 公共 防災・安全交付金(道路改良)須代橋上部工他(翌債・債務)工事 (電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 一般県道古川宇津江四十八滝国府線 高山市国府町宇津江地内
 (3) 工事概要 橋梁上部工(須代橋)PC単純プレテンスラブ桁橋
 橋長 L=17.0m 幅員 W=6.0(10.75)m
 橋梁架設工 160tトラッククレーン架設 N=1式
 橋梁付属物設置工 N=1式
- (4) 工期 令和5年2月20日 から 令和5年12月6日 まで
 (5) 予定価格 62,997,000円(消費税及び地方消費税を含む)
 (6) 低入札価格調査制度 有(失格判断基準 有)
 (7) 最低制限価格制度 無
 (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
 (9) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。
 (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(地域型)の工事です。
 (11) 本工事は、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的とする人材育成型総合評価落札方式の試行工事です。
 (12) 本工事は、週休2日制モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。
 (13) 本工事は、建設現場環境改善モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。
 (14) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事である。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可
特定・一般(土木工事業)
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数
土木工事業・総合点数が930点以上
施工実績に関する条件
平成19年度以降入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。) ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・建設業法に規定する土木一式工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費3,200万円以上の施工実績
配置技術者に関する条件
本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準(ア及びイ)を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和5年3月21日)には主任技術者及び監理技術者にあっては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置すること。 ア 1級土木施工管理技士あるいは2級土木施工管理技士(土木)又は技術士(建設部門)、もしくはそれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成19年度以降申請期限日までに、建設業法に規定する土木一式工事において元請け人として、完成引き渡しの済んでいる工事費1,900万円以上の施工実績の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。(共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率40%以上のものに限る。)
ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めるものとする。
① 請負代金の金額が1千万円未満の工事 ② 請負代金の金額が1千万円以上4千万円未満の工事であっても、令和3、2年度における岐阜県発注工事の当該工種に係わる工事成績評定点の平均が75点以上(令和3、2年度における岐阜県発注工事の当該工種に係わる受注実績がない場合は、令和1、平成30年度における岐阜県発注工事の当該工種に係わる工事成績評定点の平均が75点以上)である有資格業者が受注した工事 ③ 請負代金の金額が1千万円以上4千万円未満である総合評価落札方式工事

